



2019年10月1日

年金積立金管理運用独立行政法人

平成31年度計画の変更に係る高橋理事長コメント

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「当法人」という。）は、平成31年度計画を変更し、当面の対応として、為替ヘッジ付き外国債券について、乖離許容幅管理上、外国債券の資産構成割合から控除し、国内債券の資産構成割合に算入することとしました。

通常、国内債券の価格は、他の資産の価格と逆の動きをするため、組み入れによってポートフォリオ全体のリスクを抑制する効果が期待できます。しかしながら、現在の市場環境下ではマイナス利回りとなる国内債券が増加していることから、国内債券と同様に他の資産の価格と逆の動きをする為替ヘッジ付き外国債券を、実質的に国内債券の代替として投資を行ってまいりました。

こうした運用状況とともに、国内債券と為替ヘッジ付き外国債券のリスク・リターン特性が近いことを踏まえ、乖離許容幅管理における為替ヘッジ付き外国債券の取り扱いを見直すため、経営委員会での複数回の審議を経て年度計画の変更を昨日議決し、本日厚生労働大臣に届出を行いました。

ただし、資産区分上の位置付けや資産クラス別の収益率等においては、為替ヘッジ付き外国債券は引き続き外国債券として取扱い、市場環境を踏まえたリスク管理を徹底した上で、経営委員会に適切に状況報告を行い、市場環境等に変化があれば見直すこととしております。

当法人は、長期的な観点から運用を行っており、投資原則・行動規範を遵守し、次世代に必要な積立金を確保するためにしっかりと受託者責任を果たしてまいります。

年金積立金管理運用独立行政法人平成31年度計画の変更新旧対照表

新	旧
<p>年金積立金管理運用独立行政法人 平成31年度計画</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月29日届出 <u>変更：令和元年10月1日届出</u></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の平成31年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right;">年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 高橋 則広</p> <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ</p>	<p>年金積立金管理運用独立行政法人 平成31年度計画</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月29日届出</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の平成31年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right;">年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 高橋 則広</p> <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ</p>

新	旧																														
<p>モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>ただし、国内債券の償還金及び利金が積み上がる中、近時の市場環境において国内債券への機械的な再投資は必ずしも被保険者の利益にならない可能性があることを踏まえ、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅については、弾力的に適用する。</p> <p>なお、弾力的に適用する場合であっても、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合は国内債券の乖離許容幅の範囲内にとどめるとともに、市場環境を踏まえたリスク管理を徹底した上で、経営委員会に適切に状況報告を行い、市場環境等に変化があれば、本措置を見直すこととする。</p> <p><u>また、為替ヘッジ付き外国債券については、近時の市場環境下では国内債券の代替として有効な資産となっていることを踏まえ、そのリスク・リターン特性が国内債券に近いことを考慮して、乖離許容幅管理上、外国債券の資産構成割合から控除し、国内債券の資産構成割合に算入する。</u></p> <p>さらに、次期基本ポートフォリオ案の策定に伴い、各資産の資産構成割合の乖離許容幅について、必要に応じてその適用の在り方を検討する。モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p>	<p>モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>ただし、国内債券の償還金及び利金が積み上がる中、近時の市場環境において国内債券への機械的な再投資は必ずしも被保険者の利益にならない可能性があることを踏まえ、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅については、弾力的に適用する。</p> <p>なお、弾力的に適用する場合であっても、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合は国内債券の乖離許容幅の範囲内にとどめるとともに、市場環境を踏まえたリスク管理を徹底した上で、経営委員会に適切に状況報告を行い、市場環境等に変化があれば、本措置を見直すこととする。</p> <p>さらに、次期基本ポートフォリオ案の策定に伴い、各資産の資産構成割合の乖離許容幅について、必要に応じてその適用の在り方を検討する。モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産構成割合</td> <td>35%</td> <td>25%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±10%</td> <td>±9%</td> <td>±4%</td> <td>±8%</td> </tr> </tbody> </table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産構成割合	35%	25%	15%	25%	乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産構成割合</td> <td>35%</td> <td>25%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±10%</td> <td>±9%</td> <td>±4%</td> <td>±8%</td> </tr> </tbody> </table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産構成割合	35%	25%	15%	25%	乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																											
資産構成割合	35%	25%	15%	25%																											
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%																											
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																											
資産構成割合	35%	25%	15%	25%																											
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%																											

新	旧
<p>(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</p> <p>さらに、厚生労働大臣から示される積立金基本指針及び厚生労働省で行われる財政検証に基づき、次期モデルポートフォリオ案を他の管理運用主体と共同して策定する。</p> <p>また、次期モデルポートフォリオ案を参酌し管理運用法人の次期基本ポートフォリオ案を策定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>第2～第9 (略)</p>	<p>(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</p> <p>さらに、厚生労働大臣から示される積立金基本指針及び厚生労働省で行われる財政検証に基づき、次期モデルポートフォリオ案を他の管理運用主体と共同して策定する。</p> <p>また、次期モデルポートフォリオ案を参酌し管理運用法人の次期基本ポートフォリオ案を策定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>第2～第9 (略)</p>